

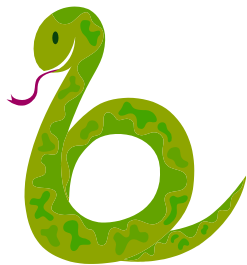
# 人事・労務情報

## 2013年1月号

田中事務所 特定社会保険労務士 田中理文  
東京都立川市錦町 2-6-7-2F  
Tel 042-548-0288  
E-Mail: [m-tanaka@tanakajimusho.com](mailto:m-tanaka@tanakajimusho.com)  
<http://www.tanakajimusho.biz/>

### 会社に勤めながら、老齢年金をもらう場合の支給停止額

今年は巳年です。ヘビは脱皮することから、「復活と再生」を連想させると言われています。日本経済も長らく停滞気味ですが、今年は、復活と再生を遂げて欲しいところです。それには、一人一人がポジティブな気持ちでいることも大切だと思います。今年も、前向きに仕事に取り組んで参りますので、どうぞよろしくお願いいたします。



さて、今月は、よくご質問を頂く在職老齢年金の停止額についてお伝えいたします。

#### 1. 年金と給料を合計して28万円以下なら、年金は全額もらえます。

正確に説明すると以下の通りです。

【 60歳から65歳になるまでの在職老齢年金の計算方法 】

| 総報酬月額相当額と基本月額          |             | 支給停止額                                        |
|------------------------|-------------|----------------------------------------------|
| 基本月額 + 総報酬月額相当額が28万円以下 |             | 全額支給                                         |
| 総報酬月額相当額が46万円以下        | 基本月額が28万円以下 | (総報酬月額相当額 + 基本月額 - 28万円) ÷ 2                 |
|                        | 基本月額が28万円超  | 総報酬月額相当額 ÷ 2                                 |
| 総報酬月額相当額が46万円超         | 基本月額が28万円以下 | (46万円 + 基本月額 - 28万円) ÷ 2 + (総報酬月額相当額 - 46万円) |
|                        | 基本月額が28万円超  | 46万円 ÷ 2 + (総報酬月額相当額 - 46万円)                 |

☆1 基本月額 = 老齢厚生年金額 (基金代行部分を含み、加給年金を除く) ÷ 12

☆2 総報酬月額相当額 = その月の標準報酬月額 + その月以前1年間の標準賞与額の総額 ÷ 12

計算が面倒な場合は、こちらに受給額の早見表があります。 ↓

[http://www.nenkin.go.jp/n/open\\_imgs/free3/0000000011\\_0000004718.pdf](http://www.nenkin.go.jp/n/open_imgs/free3/0000000011_0000004718.pdf)

#### 2. こんな点にもご注意ください。

①この計算で注意すべきは、「総報酬月額相当額」は、☆2にある通り、過去1年間にもらったボーナスを12で割った金額が上乗せになることです。したがって、ボーナスを多くもらっている場合は、月給が同じでももらえる年金額が少なくなります。

②配偶者がいる場合にももらえる加給年金は、上記の式にかかわらず、年金の一部が少しでも支給される場合には、全額支給されます。金額は226,300円なので、決して少ない金額ではありません。